

平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第 7 条及び第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を改正する件について

令和 6 年 3 月
農産局穀物課経営安定対策室

1 制度の概要

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項各号に規定する交付金（以下「ゲタ対策」という。）は、麦等の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、諸外国との生産条件の格差を補正するために交付されるものである。このうち、同項第 2 号の交付金（数量払）の金額は、同条第 4 項の規定に基づき、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物（以下単に「農産物」という。）についての種類別及び農林水産省令で定める品質区分別の数量当たりの単価に、その者の当該年度における当該農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額を控除して得た金額とされている。

これらのうち農林水産省令で定める農産物の品質区分については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 7 条等の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第 7 条及び第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号）において定められている。当該告示においては、農産物における種類別の品質区分に関することが定められているほか、特に麦（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦をいう。以下同じ。）については、品質評価に係る用途を設定するために、生産地の属する都道府県及び銘柄ごとに用途を規定しているところ。

2 改正の概要

ゲタ対策の対象となる麦に係る銘柄及び用途については、「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成 19 年 5 月 15 日付け 19 総食第 133 号総合食料局長通知）に基づき、都道府県等から銘柄及び用途の設定並びに変更の申請（以下「申請」という。）があり、適当と認められる場合に本告示を一部改正することとしているところ、今般、都道府県から申請があり、適当と認められることから銘柄及び用途の追加又は削除を行う。